

移動支援ガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 訂 後
<p>1 （略）</p> <p>2 移動支援の対象者 次の状態にある方で、障がいによって単独での移動が困難である場合に移動支援の対象となります。</p>	<p>1 （現行どおり）</p> <p>2 移動支援の対象者 次の状態にある方で、障がいによって単独での移動が困難である場合に移動支援の対象となります。</p>
障がい種別	対象要件
身体障がい者（児）	（略）
知的障がい者（児）	<p>次のいずれかに該当し、移動（室外）が一部介助以上である方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 療育手帳を所持している方 ○ 児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいとの判定を受けた方
精神障がい者（児）	<p>次のいずれかに該当し、移動（室外）が一部介助以上かつ勘案事項調査にてサービス利用の必要性が認められた方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ○ 精神障がいを事由とする年金や特別障害給付金を受給している方
身体障がい者（児）	（現行どおり）
知的障がい者（児）	<p>次のいずれかに該当し、移動（室外）が一部介助以上である方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 療育手帳を所持している方 ○ 児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいとの判定を受けた方 <p style="color: red; font-size: small;">※ 障害福祉サービスの行動援護に係る対象者要件を満たす場合は、<u>行動援護が優先されます（グループ支援型の利用を除く）。</u></p>
精神障がい者（児）	<p>次のいずれかに該当し、移動（室外）が一部介助以上かつ勘案事項調査にてサービス利用の必要性が認められた方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ○ 精神障がいを事由とする年金や特別障害給付金を受給している方 <p style="color: red; font-size: small;">※ 障害福祉サービスの行動援護に係る対象者要件を満たす場合は、<u>行動援護が優先されます（グループ支援型の利用を除く）。</u></p>
<u>難病者（児）</u>	<p style="color: red; font-size: small;">次のいずれにも該当し、移動（室外）が一部介助以上である方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>障害者総合支援法の対象となる難病に罹患している方</u> ※1 特定医療費（指定難病）受給者証や医師の診断書等（様式不問）の挙証書類により確認します。 ○ <u>2肢以上に難病に伴う身体症状がある方</u> ※2 体幹機能に係る身体症状については、両下肢に身体症状がある場合に準じて取扱うこととします。

現 行	改 訂 後
<p>3 (略)</p> <p>4 外出の範囲</p> <p>外出の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、<u>原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものが移動支援の対象となります。</u></p> <p>また、『居宅～目的地～居宅』の一連の行為が移動支援の対象となりますが、この一連の行為の中で、居宅から目的地（目的地から居宅）の支援を家族等が行う場合については、片道又は目的地のみの支援であっても、移動支援の対象となります。</p>	<p>3 (現行どおり)</p> <p>4 外出の範囲</p> <p>外出の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断します。</p> <p>また、『居宅～目的地～居宅』の一連の行為が移動支援の対象となりますが、この一連の行為の中で、居宅から目的地（目的地から居宅）の支援を家族等が行う場合については、片道又は目的地のみの支援であっても、移動支援の対象となります。</p>

現 行

7 サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供に当たっては、障がい種別ごとに従事者の必要な資格が異なります。必要な資格要件については、次のとおりとなります。

対象者 研修課程等	全身性障がい者(児)	視覚障がい者(児)	知的障がい者(児)	精神障がい者(児)
介護福祉士			○	○
実務者研修			○	○
障害居宅介護初任者研修 (旧障害1～2級)			○	○
障害居宅介護基礎研修 (旧障害3級)			○	○
介護保険初任者研修 (旧介護保険訪問介護員1～2級)			○	○
旧介護保険訪問介護員3級			○	○
行動援護			○	○
重度訪問介護(※1)	○			
同行援護		○		
ガイドヘルパー	○(全身性※2)	○(視覚※3)	○(知的※4)	

- ※1 日常生活支援従業者養成研修修了者を含む。
- ※2 全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者、全身性障害者移動介護従業者養成研修修了者。
- ※3 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者、視覚障害者移動介護従業者養成研修修了者。
- ※4 知的障害者外出介護従業者養成研修修了者、知的障害者移動介護従業者養成研修修了者。

8 (略)

改 訂 後

7 サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供に当たっては、障がい種別ごとに従事者の必要な資格が異なります。必要な資格要件については、次のとおりとなります。

対象者 研修課程等	全身性障がい者(児)	視覚障がい者(児)	知的障がい者(児)	精神障がい者(児)	難病者(児)
介護福祉士			○	○	
実務者研修			○	○	
障害居宅介護初任者研修 (旧障害1～2級)			○	○	
障害居宅介護基礎研修 (旧障害3級)			○	○	
介護保険初任者研修 (旧介護保険訪問介護員1～2級)			○	○	
旧介護保険訪問介護員3級			○	○	
行動援護			○	○	
重度訪問介護(※1)	○				○
同行援護		○			
ガイドヘルパー	○(全身性※2)	○(視覚※3)	○(知的※4)		○(全身性※2)

- ※1 日常生活支援従業者養成研修修了者を含む。
- ※2 全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者、全身性障害者移動介護従業者養成研修修了者。
- ※3 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者、視覚障害者移動介護従業者養成研修修了者。
- ※4 知的障害者外出介護従業者養成研修修了者、知的障害者移動介護従業者養成研修修了者。

8 (現行どおり)

現 行	改 訂 後
<p>9 移動支援に関するQ&A</p> <p>Q 1</p> <p>Q 1 グループホームやケアホーム入居中に移動支援を利用する場合 グループホームやケアホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。</p> <p>A グループホーム、<u>ケアホーム</u>に入居している間も移動支援の利用は可能です。ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。なお、居宅介護（通院等介助）に関しては、一月に2回を限度として、サービスの利用が認められる場合があります。</p> <p>Q 2</p> <p>Q 2 移動支援における通院時の取扱い 移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどのようになりますか。</p> <p>A 居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。ただし、通院等介助等で時間数が不足する場合には、不足する部分について移動支援を利用することが可能です（グループホーム・<u>ケアホーム</u>入居者は利用不可。上記Q 1参照）。また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなりますが、院内のスタッフによる介助が行われない場合で、</p>	<p>9 移動支援に関するQ&A</p> <p>Q 1</p> <p>Q 1 グループホーム入居中に移動支援を利用する場合 グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。</p> <p>A グループホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。なお、居宅介護（通院等介助）に関しては、一月に2回を限度として、サービスの利用が認められる場合があります。</p> <p>Q 2</p> <p>Q 2 移動支援における通院時の取扱い 移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどのようになりますか。</p> <p>A 居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。ただし、通院等介助等で時間数が不足する場合には、不足する部分について移動支援を利用することが可能です（グループホーム入居者は利用不可。上記Q 1参照）。また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなりますが、院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用</p>

現 行	改 訂 後
<p>利用者の障がい状況によって必要となる介助（視覚障がいのある方で、初めて行く病院では病院内の配置がわからず、付添いが必要となる場合や、知的障がいのある方で、慣れたヘルパーが付き添わなければパニックを起こしてしまう場合等が考えられる。）であれば、移動支援の対象とすることができます。その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。</p> <p>Q 3～4（略）</p> <p>Q 5</p> <p>Q 5 1回当たりのサービス提供時間 1回のサービス提供時間に制限はありますか。</p> <p>A <u>一日の範囲内で用務を終えるものであれば</u>、1回のサービス提供時間に制限はありません。</p> <p>Q 6</p> <p>Q 6 市外に行く場合の移動支援 札幌市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。</p> <p>A <u>一日の範囲内で用務を終えるものであれば</u>、市外に行く場合も移動支援の利用は可能です。</p> <p>Q 7～Q30（略）</p>	<p>者の障がい状況によって必要となる介助（視覚障がいのある方で、初めて行く病院では病院内の配置がわからず、付添いが必要となる場合や、知的障がいのある方で、慣れたヘルパーが付き添わなければパニックを起こしてしまう場合等が考えられる。）であれば、移動支援の対象とすることができます。その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。</p> <p>Q 3～4（現行どおり）</p> <p>Q 5</p> <p>Q 5 1回当たりのサービス提供時間 1回のサービス提供時間に制限はありますか。</p> <p>A 1回のサービス提供時間に制限はありません。</p> <p>Q 6</p> <p>Q 6 市外に行く場合の移動支援 札幌市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。</p> <p>A 市外に行く場合も移動支援の利用は可能です。</p> <p>Q 7～Q30（現行どおり）</p>